日野市行財政改革推進規則

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　事業の検証と見直し（第４条）
第３章　推進の仕組み（第５条―第８条）
第４章　推進体制（第９条―第11条）
第５章　協働による推進（第12条―第13条）
第６章　雑則（第14条）
付則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、日野地域未来総合戦略（以下「総合戦略」という。）と連動し、将来にわたり持続可能で質の高い行政サービスを提供するとともに、二度と財政非常事態宣言を発出しない健全な行政運営を実現するため、行財政改革の推進に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（基本理念）

第２条　行財政改革の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

⑴　市民の生命、身体及び財産の保護並びに基本的人権の保障
⑵　社会情勢や市民ニーズの変化に適合した行政サービスの継続的な見直し及び更新
⑶　経営資源の選択と集中による重点領域への効果的な資源配分
⑷　多様な主体との共創による協働体制の構築及び最適なサービス提供主体の選択
⑸　人、物、財源及び情報資源の最適化による持続可能な経営基盤の確立
⑹　中長期的な視点に基づく持続可能な都市の発展及び将来世代への投資

（基本方針）

第３条　前条の基本理念を実現するため、次に掲げる基本方針に基づき行財政改革を推進する。

⑴　機動的な行政サービスの提供

ア　社会情勢等の変化を踏まえ、既存事業の必要性を継続的に検証すること。

イ　事業の実施に当たってはスモールスタートを取り入れ、状況の変化に応じて速やかに事業を縮小又は変更できる柔軟性を確保すること。

ウ　目的を達成した事業又は必要性が低下した事業は、速やかに見直しを行うこと。

⑵　分野間連携及び共創の推進

ア　単一分野にとどまらず、複数の行政分野が連動する重層的なアプローチを推進すること。

イ　市民、地域コミュニティ、民間事業者等との役割分担による共創体制の構築を優先すること。

ウ　市場における提供が可能なサービスは、原則として市場に委ねること。

⑶　収支バランスの改善及び戦略的投資

ア　自主財源の確保及び受益者負担の適正化を推進すること。

イ　既存事業の不断の見直しによる経費の削減を徹底すること。

ウ　中長期的な行財政負担の軽減効果が認められる取組に対し、優先的に資源を配分すること。

⑷　経営基盤の最適化

ア　業務量に応じた人員配置及びデジタル技術の活用による業務の省力化を図ること。

イ　公共施設等の総量縮減及び機能の複合化を推進すること。

ウ　情報システムの導入に当たっては初期費用のみならず、導入後の維持管理費・運用保守費等を検証し、データに基づく政策立案を推進すること。

エ　簡素で効率的な組織体制の構築及び部署間の連携強化を図ること。

⑸　改革推進における配慮事項

ア　市民の生命、身体又は財産の保護に直結する事務の確実な実施を最優先すること。

イ　事務事業の見直しに伴う市民生活への影響を検証し、適切な代替手段を確保すること。

ウ　地域コミュニティの維持等、数値化が困難な価値についても適切に評価すること。

（事業検証の基本的視点）

第４条　事業の企画立案、予算要求、実施又は見直しに当たっては、次に掲げる視点から検証を行うものとする。

⑴　公益的必要性及び人権の視点

ア　市が実施する必然性及び緊急性

イ　基本的人権の擁護及び多様性の確保への寄与

⑵　戦略的妥当性及び分野間連携の視点

ア　総合戦略等の上位計画との整合性

イ　複数分野にまたがる複合的な課題解決及び相乗効果

⑶　投資対効果及び資源最適化の視点

ア　中長期的な市負担の軽減及び抑制効果の検証

イ　既存事業の見直しによる経営資源の捻出

ウ　デジタル技術等の活用による業務の省力化

エ　適正な導入後の維持管理費・運用保守費等の精査

⑷　共創及び代替可能性の視点

ア　多様な主体との互恵性に基づく連携体制

イ　他の提供主体や手法への代替による効率化

⑸　有効性の視点

ア　客観的指標の達成への寄与

イ　仮説検証のステップ及び機動的な事業見直しのための撤退基準の設定

⑹　公平性の視点

ア　受益と負担の適正な均衡

イ　世代間における負担と利益の公平性

⑺　持続可能性及び将来世代への責任の視点

ア　中長期的な財政負担及び実施体制の継続性

イ　公共施設等の最適化による将来負担の軽減

ウ　人口減少社会への適応及び次世代への投資効果の検証

第３章　推進の仕組み

（日常的な改善の推進）

第５条　職員は、担当する業務について常に前条各号に掲げる視点を持ち、次に掲げる改

善を日常的に推進するものとする。

⑴　事務手続の簡素化及びペーパーレス化

⑵　デジタル技術の活用による内部事務の効率化及び自動化

⑶　窓口サービスの改善及び市民の利便性向上

（予算編成及び人員配置過程における検証及び連動）

第６条　第10条第１項に掲げる事務局は、市長に対し、市の予算編成及び人員配置（以下「予算編成等」という。）に当たって、第４条各号に掲げる視点に基づく提案をすることができる。

２　市長は、予算編成等の判断基準に、前項の提案を加えることができるものとする。

（行政評価）

第７条　市長は、既存の事務事業について、第４条各号に掲げる視点に基づき、客観的なデータを用いた行政評価を定期的に実施する。

２　市長は、前項の評価結果を踏まえ、成果が不十分な事業又は社会情勢の変化により優先度が低下した事業について、所属長に対し当該事業の統合、縮小又は廃止を指示するものとする。

３　第１項の評価結果は、次年度以降の予算編成及び人員配置に厳格に反映させるものとする。

（改革対象事業の指定）

第８条　市長は、第４条各号に掲げる視点から特に重点的な検証又は見直しを要し、かつ、複数の部署が連携して取り組む必要がある事項を、改革対象事業として指定することができる。

２　改革対象事業の推進に当たっては、関係部署による推進体制を構築し、機動的な見直しを行うものとする。

第４章　推進体制

（推進体制）

第９条　行財政改革を総合的かつ計画的に推進するため、日野市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

２　推進本部の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

３　行財政改革に関して幅広い見地から意見を求めるため、日野市行財政改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

４　推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（推進事務局）

第10条　本規則による行財政改革の事務局は、企画部企画経営課とする。

２　企画経営課は、行財政改革の総合調整及び進行管理を所掌し、第４条各号に掲げる視点の庁内への浸透を主導する。

３　企画経営課は、前項の事務を遂行するに当たり、予算編成及び人員配置を所管する部署等と連携し、各部署における行財政改革の取組を支援するものとする。

（所属長の責務）

第11条　所属長は、所管する事務事業について、第４条各号に掲げる視点に基づく継続的な改善を主導しなければならない。

２　所属長は、所属職員に対し、前項の視点を用いた日常業務の改善に関する指導及び育成を行うものとする。

第５章　協働による推進

（庁内の協働）

第12条　行財政改革の推進に当たっては、企画経営課及び事業所管課は、対話に基づき協働して課題解決に当たるものとする。

２　市長は、職員の創意工夫による業務改善及び新たな挑戦を奨励し、その成果を組織全体で共有するよう努めるものとする。

（市民等との協働及び説明責任）

第13条　所属長は、行財政改革の推進に当たり、市民等に対しその目的及び内容を適切に説明し、必要に応じて意見を聴取するものとする。

２　市長は、市民生活への影響が重大であると認める取組については、意思決定の過程及びその根拠を公表するものとする。

第６章　雑則

（規則の見直し）

第14条　市長は、社会情勢の変化及び総合戦略の改定等を踏まえ、おおむね10年ごとにこの規則の施行状況について検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。